

国民年金

国民年金保険料学生納付 特例制度のご案内

学生は国民年金保険料の納付が猶予される制度です

国民年金は20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

【所得の目安】 118万円 + {扶養親族等 × 38万円}

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。

引き続き特例制度を利用する場合も申請が必要です

学生納付特例制度により平成31年度（令和元年度）に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくと、令和2年度の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。苫小牧年金事務所までお問い合わせください。

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。なお、国民年金の任意加入は、申し出した日からとなります。老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。詳しくは町民福祉課町民生活グループまたは苫小牧年金事務所にお問合せください。

付加保険料制度

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要で、申し込みをした月から付加保険料を納めることとなります。

お手続きをご希望の方は、町民福祉課町民生活グループまたは苫小牧年金事務所へ速やかにお申し出ください。

令和元年度の国民年金保険料
月額16,410円

納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引があり、お得です。
納付が難しい方は、免除申請ができます。

申請・相談・問い合わせ

町民福祉課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135

